



「空白」勤務指定に終止符を！ 新たな裁判を提訴！

新幹線全乗務員を代表して 下茂さん、西さん、前田さんの三人が 新たな闘いに立ちあがる！

5月24日、三人はJR東海会社に対して、新たな裁判を大阪地方裁判所に提訴しました。

この間、JR東海会社は新幹線乗務員に対し、就業規則第55条に「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、指定した勤務を変更する。」と定めてあるにもかかわらず、勤務日5日前まで具体的労働条件を明らかにしない違法行為を続けてきました。この違法行為は、大谷川（年休）裁判で問題にされ2020年1月の勤務指定表発表時より一定程度是正されましたが、それ以降も依然として違法行為を続けています。

これは、憲法第25条（生存権）、労働基準法第1章第1条に謳われている「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」との定めに違反するものです。

三人は、JR東海会社による以上のような憲法、労働基準法や就業規則の定めに反する不法行為により、“人たるに値する生活を営むため必要を充たすべき”生活設計がたてられない状態にさらされるという事態への損害と是正を求め、今回提訴を行ったのです。

**東海労は安心して働ける労働条件を
最優先に考えて闘います！！**